## ICT活用工事の試行要領(小規模土工)

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設交通部が発注する工事において、「ICTの全面的な活用」(以下、「ICT活用工事」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。

#### (ICT活用工事)

第2条 I C T 活用工事とは、原則、以下に示す施工プロセス(②③)において、I C T を 活用する工事とする。

また、「ICT小規模土工」という略称を用いることがある。

- 2 ICT活用工事の実施に当たっては、「ICT活用工事の手引き」によるものとする。 ※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。
  - ・1箇所当りの施工土量が 100m3 程度までの掘削, 積込み及びそれらに伴う運搬作業
  - ・1箇所当りの施工土量が 100m3 程度まで,又は平均施工幅1m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し、舗装版破砕積込 (舗装厚5cm 以内)、運搬作業

また、適用土質は、土砂(砂質土及び砂、粘性土、レキ質土)とする。

なお,「1箇所当り」とは目的物(構造物・掘削等)1箇所当りのことであり,目的物が連続している場合は,連続している区間を1箇所とする。

#### 【施工プロセス】

① 起工測量

小規模土工においては該当無し。 従来手法による起工測量を原則とする。

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

- ③ ICT建設機械による施工
  - ②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工を実施する。但し、施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。
    - 1) 3次元MG建設機械 ※MG:「マシンガイダンス」の略称
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理 小規模土工においては該当無し。
- ⑤ 3次元データの納品 小規模土工においては該当無し。

# 《表1 ICT活用工事と適用工種》

| 段階                           | 技術名  | 対象作業                 | 建設機械                   | 適用                     |    | 監督・監査              | 備考                   |
|------------------------------|--|----------------------|------------------------|------------------------|----|--------------------|----------------------|
|                              |  |                      |                        | 新設                     | 修繕 | 施工管理               | 1用行                  |
| 3次元起工測量/3<br>次元出来形管理<br>施工管理 | 空中写真測量(無人航空機)を用いた<br>起工測量/出来形管理技術(土工)        | 測量<br>出来形計測<br>出来形管理 | _                      | 0                      | 0  | 12331              | 土工                   |
|                              | 地上型レーザースキャナーを用いた<br>起工測量/出来形管理技術(土工)         | 測量<br>出来形計測<br>出来形管理 | _                      | 0                      | 0  | 1328               | 土工                   |
|                              | トータルステーション等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)          | 測量<br>出来形計測<br>出来形管理 | -                      | 0                      | 0  | 16                 | 土工<br>河床等掘削          |
|                              | トータルステーション(ノンプリズム方式)を<br>用いた起工測量/出来形管理技術(土工) | 測量<br>出来形計測<br>出来形管理 | -                      | 0                      | 0  | <b>①</b> ⑦         | 土工                   |
|                              | RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)                 | 測量<br>出来形計測<br>出来形管理 | _                      | 0                      | 0  | 18                 | 土工                   |
|                              | 無人航空機搭載型レーザースキャナーを<br>用いた起工測量/出来形管理技術(土工)    | 測量<br>出来形計測<br>出来形管理 | _                      | 0                      | 0  | 142526             | 土工                   |
|                              | 地上移動体搭載型レーザースキャナーを<br>用いた起工測量/出来形管理技術(土工)    | 測量<br>出来形計測<br>出来形管理 | _                      | 0                      | 0  | 15                 | 土工                   |
|                              | 音響測深機器を用いた起工測量                               | 測量                   | ICT地盤<br>改良機械          | 0                      | 0  | 10(11)             | 河床等掘削                |
|                              | 施工履歴データを用いた出来形管理技術                           | 出来形計測<br>出来形管理       | バックホウ<br>ICT地盤改良<br>機械 | 0                      | 0  | 1910121718<br>1920 | 土工<br>河床等掘削<br>地盤改良工 |
|                              | トータルステーション等光波方式を用いた<br>起工測量/出来形管理技術(舗装工事編)   | 出来形計測                | _                      | 0                      | 0  | 13(14)             | 付帯構造物設<br>置工         |
|                              | トータルステーション等光波方式を用いた<br>起工測量/出来形管理技術(護岸工事編)   | 出来形計測                | _                      | 0                      | 0  | 15(16)             | 護岸工                  |
|                              | 3次元計測技術を用いた出来形計測                             | 出来形計測                | _                      | 0                      | 0  | 25                 | 土工                   |
|                              | 地上写真測量を用いた出来形管理                              | 出来形計測                | _                      | 0                      | 0  | 152122             | 法面工<br>護岸工           |
| ICT建設機械による<br>施工             | 3次元マシンコントロール技術<br>3次元マシンガイダンス技術              | まきだし敷均し掘削整形床堀地盤改良    | ICT<br>建設機械            | 0                      | 0  | _                  |                      |
| Г                            |  |                      |                        | 【见例】 (C) 滴田可能 _ · 滴田除丛 |    |                    |                      |

【凡例】〇:適用可能 一:適用除外

- ① 3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)土工編
- ② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑥ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- (プ)トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)
- (9) 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑩ 3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)河川浚渫工編
- (前) 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)
- ② 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)
- (3) 3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)舗装工編
- (4)トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
- (13) | 3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案) 護岸工編
- ⑥トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)
- ① 3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
- (18) 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理工・中層地盤改良工事編)(案)
- (19) 3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案) 固結エ(スラリー撹拌工) 編
- ② 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー撹拌工)編)(案)
- ② 3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)法面工編
- ② 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
- ② TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
- ② TS・GNSSを用いた盛土の締固め監督・検査要領
- ② 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ② 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
- ②公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準一国土地理院
- 28 UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
- ② 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)ー国土地理院

「ICT の全面的活用」を実施する上での技術基準類

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\_constplan\_tk\_000051.html

#### (対象工事)

- 第3条 ICT活用工事の対象工事
  - ICT小規模土工の対象は、下記(1)に該当する工種とする。
  - (1) 対象工種
    - ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。
    - 1)河川土工、海岸土工
      - 掘削工
    - 2) 道路土工
      - 掘削工
  - (2) 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は適用対象外とする。

## (対象工事の発注)

- 第4条 各発注機関は指導検査課から試行対象工事について、実施内容等確認の依頼があった場合は、指導検査課に報告する。
- 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事の受注者希望型の 対象とすることを明示するとともに、特記仕様書に明示し、発注手続きを行うこととする。

## (ICT活用工事の実施手続)

第5条 受注者希望型において、受注者が希望する場合、受注者はICT活用工事による効果(工期短縮等)、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示した協議書(ICT施工を希望する旨の提案・協議)を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT活用工事を実施することができる。

## (工事の精算)

第6条 積算基準は「土木工事標準積算基準書(国土交通省)」及び国土交通省が定める「ICT活用工事(小規模土工)積算要領」により必要な経費を計上することとする。 発注に当たっては、従来の積算基準を用いることとし、設計変更により、3次元設計データ作成及び第3条に示すICT対象工種の必要な経費を計上することとする。

### (工事成績)

第7条 ICT活用工事を有効に実施したことが認められた場合は、工事成績の「施工管理」の「その他」項目で評価するとともに施工プロセス(②③)の実施範囲により「創意工夫」の項目で加点評価するものとする。

#### (監督・検査)

第8条 ICT活用工事を実施した場合の対象工種の監督・検査は、「ICT活用工事の手引き」(京都府建設交通部)及び国土交通省が定めた表1に示す「ICT活用工事に関する基準」により行うものとする。

#### (実施証明書)

第9条 小規模土工のみの施工においては発行しない。

#### 附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。